

吉田町監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を次のとおり公表する。

平成27年10月6日

吉田町監査委員 伊藤 利勝

吉田町監査委員 遠藤 孝子

財政的援助団体等監査

第1 監査の概要

1 監査等の実施期間

平成27年8月18日から平成27年9月17日まで

2 監査の対象

〈監査対象等〉

財政的援助団体	所管部署
吉田町文化協会	教育委員会
吉田町体育協会	教育委員会
一般社団法人吉田町シルバー人材センター	高齢者支援課
吉田町空港対策協議会	企画課
吉田町国際交流協会	企画課

3 監査の事項及び範囲

平成26年度に交付された補助金に係る出納及びその他の事務の執行

4 監査の目的

町が財政的援助を与えている団体に対し、当該補助金等に係る出納及びその他の事務の執行が補助金の趣旨に沿って適正かつ効果的に行われているかどうかを主眼とした。

第2 監査等の結果等

1 監査の実施手続

各団体の補助金に係る出納及びその他の事務の執行について、各団体に提

出を求めた資料及び掲示資料を監査するとともに、各団体の代表者及び職員から事業内容及び経理内容並びに補助金交付関係書類について説明聴取するほか、質問等により監査を実施した。

2 監査の意見等

(1) 吉田町文化協会

ア 補助金の概要

平成26年度の吉田町文化協会への補助金等は、文化協会活動事業補助金423,000円、文芸誌発刊事業補助金360,000円、文化協会50周年記念事業補助金300,000円及び吉田町文化祭に伴う負担金として810,000円、合計1,893,000円が交付されている。

イ 監査の意見

監査の結果、事業は補助の趣旨に沿っておおむね適正かつ効果的に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）及び吉田町社会教育事業費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

ウ 指摘事項なし

(2) 吉田町体育協会

ア 補助金の概要

平成26年度の吉田町体育協会への補助金は、活動事業補助金1,615,000円、しずおかスポーツフェスティバル等参加費補助金500,000円、合計2,115,000円を交付している。

イ 監査の意見

監査の結果、事業は補助の趣旨に沿っておおむね適正かつ効果的に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和54年吉田町規則第8号）、吉田町社会教育事業費補助金交付要綱及びしずおかスポーツフェスティバル等参加費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

ウ 指摘事項なし

(3) 一般社団法人吉田町シルバー人材センター

ア 補助金の概要

平成26年度の一般社団法人吉田町シルバー人材センターへの補

助金は、シルバー人材センター運営費補助金 9,100,000 円が交付されている。

イ 監査の意見

監査の結果、事業は補助の趣旨に沿っておおむね適正かつ効果的に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び吉田町シルバー人材センター運営費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

ウ 指摘事項なし

(4) 吉田町空港対策協議会

ア 補助金の概要

平成 26 年度の吉田町空港対策協議会への補助金は空港対策費補助金 500,000 円を交付している。

イ 監査の意見

監査の結果、事業は補助の趣旨に沿っておおむね適正かつ効果的に執行されており、補助金は、吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び空港対策費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

ウ 指摘事項なし

(5) 吉田町国際交流協会

ア 補助金の概要

平成 26 年度の吉田町国際交流協会への補助金は、国際交流事業費補助金 1,000,000 円が交付されている。

イ 監査の意見

監査の結果、事業は補助の趣旨に沿っておおむね適正かつ効果的に執行されており、補助金は吉田町補助金交付規則（昭和 54 年吉田町規則第 8 号）及び国際交流事業費補助金交付要綱に基づき適正に執行されていた。

ウ 指摘事項なし